平成 29 年 2 月 27 日 文 教 委 員 会 資 料 指 導 課

「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」および 「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について

1 勤勉手当の期別支給月数の改正について

【幼稚園教育職員および学校教育職員】

(単位:月)

平成28年12月期の勤勉手当において引き上げた特別給の公民較差分(0.1月)について、 平成29年度以降は、6月期と12月期の2回に分けて支給するよう支給月数を調整する。

2 教育管理職の期末手当および期末勤勉手当の支給月数について

【学校教育職員】

平成29年4月以降の教育管理職の任用に備えて、教育管理職の期末手当および勤勉手当の 支給月数の規定を整備する。

3 施行期日について

両条例は、平成29年4月1日から施行する。

(期末手当および勤勉手当に係る支給月数)

<平成28年第4回定例会にて改正>

(平成28年12月から平成29年3月まで)

<今回改正>

(平成29年4月以降)

(単位:月)

区分		6 月	12 月	3 月	小計	年間	区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間	
幼稚園	一般職員	期末	1. 15	1.20	0.25	2. 60	4. 40	幼稚園教育職員	一般職員	期末	1. 15	1.20	0. 25	2. 60	4. 40
		勤勉	0.85	0.95	_	1.80				勤勉	<u>0. 90</u>	0.90	_	1.80	
幼稚園教育職員	管理職員	期末	0.95	1.00	0. 25	2. 20	4. 40		管理職員	期末	0. 95	1.00	0. 25	2. 20	4. 40
		勤勉	<u>1.05</u>	<u>1. 15</u>	_	2. 20				勤勉	1.10	1.10	-	2. 20	

区分			6 月	12 月	3 月	小計	年間		区分		6 月	12 月	3 月	小計	年間
学校	一般	期末	1. 15	1. 20	0. 25	2.60	4. 40	学校教育職員	一般職員	期末	1. 15	1.20	0. 25	2.60	4. 40
学校教育職員	般職員	勤勉	0.85	0.95	_	1.80				勤勉	0.90	0.90	_	1. 80	
((固有教員)	管理	期末						(固有教員)	管理	期末	<u>0. 95</u>	1.00	0. 25	2. 20	4 40
到	管理職員	勤勉						到	管理職員	勤勉	1.10	1.10	_	2. 20	4.40

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新	旧
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 (第1項省略)	第30条 (第1項省略)
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定め	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定め
る支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給す	る支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給す
る勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の90 (第10条第1項	る勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の95</u> (第10条第1項
の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の110)を乗	の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100分の115</u>)を乗
じて得た額の総額を超えてはならない。	じて得た額の総額を超えてはならない。
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」と	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の95</u> 」と
あるのは「 <u>100分の42.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」と	あるのは「 <u>100分の45</u> 」と、「 <u>100分の115</u> 」とあるのは「 <u>100分の55</u> 」とする。
する。	
(第4項から第7項まで省略)	(第4項から第7項まで省略)
<u>別表第1</u> (省略)	<u>別表第1</u> <u>(省略)</u>
付 則	
この条例は、平成29年4月1日から施行する。	

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合にお の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合にお いては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職 員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100 分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合にお いては100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。

新

(第3項および第4項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

る支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給す る勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の90(第12条第1項 の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の110)を乗 じて得た額の総額を超えてはならない。

(第3項から第5項まで省略)

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(期末手当)

第27条 (第1項省略)

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分 いては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。

 Π

(第3項および第4項省略)

(勤勉手当)

第30条 (第1項省略)

|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定め|2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定め る支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給す る勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の95を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

(第3項から第5項まで省略)